

# 国のインターネット上の違法・有害情報対策に関する 専門家の意見を踏まえた県の対応案の検討について

別添

## 1. 背景

- ネット上に特定の地域を同和地区として公営住宅、隣保館や墓石等を撮影した動画や画像を投稿する事案が発生（県内5市2町で確認）また、それを模倣したと思われる投稿も発生（県内3市1町で確認）
- 当該行為は、当該地域住民のプライバシーを侵害し、新たな差別を誘発・助長・拡散するもので看過できない。
- しかし、現在、ネット上の投稿について規制する法律等はなく、SNS事業者自らが策定した削除に関するポリシーに基づいて判断し、自主的に決定しているのが現状
- 法務省からSNS事業者に対し削除要請する制度はあるものの、削除されないことも少なくない。

## 2. これまでの県の取り組み

県では削除に向けて次のような取り組みを行ってきた。

- 投稿されているサイト内の所定のフォームから、ポリシーに違反している旨を報告した。
  - 高松法務局に対し、人権侵害に該当する投稿であるとして削除を要請した。
  - 投稿を掲載しているSNS事業者に対し、当社の定めるポリシーに違反していることを指摘し、削除するよう文書で要請した。
  - 同様の投稿が四国全域で確認されたことから、四国4県の担当課長の連名で当該SNS事業者に対し、ポリシー違反を理由とした削除要請を行った。
- しかし、その後も現在まで削除には至っていない。

## 3. 国の動向

総務省は、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループを立ち上げ、昨年11月、プラットフォーム事業者に対し、削除申請があった場合の対応の迅速化と取組状況の透明化を柱とする規律案を取りまとめ公表した。  
現在、大規模なSNS事業者に対し対応の迅速化と実施状況の透明化を義務付けるプロバイダ責任制限法の改正案が本年3月1日に今国会に提出されている。



総務省のワーキンググループが取りまとめた規律案や国の法改正の動きを踏まえ、県としての部落差別投稿の削除に向けた対応案を検討するため、外部の専門家から意見を聴取した。また、他府県の中には、SNS事業者に削除に関する責務等を規定する条例を制定しているところもあることから、県条例による規制の有効性等に関しても意見を聴取した。

# 国のインターネット上の違法・有害情報対策に関する 専門家の意見を踏まえた県の対応案の検討について

総務省「誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」における  
SNS事業者への規律案について（令和5年11月公表）

## ○規律案の概要

事業者に、違法・有害情報を迅速かつ適切に削除を行うなどの責務があるとしたうえで、対応の迅速化と運用状況の透明化の2本立ての規律を課すとした。

(1) 対応の迅速化では、

- ・ 削除申請の窓口を日本語で明示すること
- ・ 削除申請を受付た日時を通知すること
- ・ 我が国の文化や社会的背景に明るい人材の配置
- ・ 1週間程度で判断結果を申請者に通知すること
- ・ 対象となる事業者の範囲はアクティブユーザー数や投稿数などを用いて一定規模以上のものとする
- ・ 対象となる情報は誹謗中傷等の権利侵害情報に限定

(2) 運用状況の透明化では、

- ・ 投稿の削除等に関する判断基準や手続きに関する削除指針の策定・公表
- ・ 投稿の発信者に対して削除等を講じた事実及びその理由を説明すること
- ・ 削除指針に基づく削除等の運用状況の公表
- ・ 外部からの検証可能性を確保し客観性や実効性を高めること

(3) 一方、次のことについては見送られた。

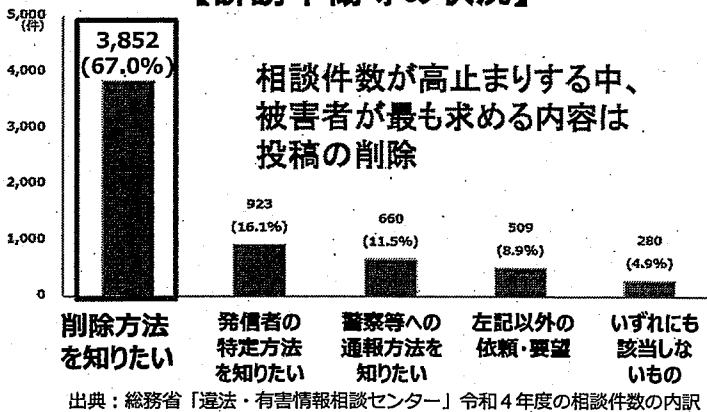
- ・ 罰則付の削除義務
- ・ 公的機関等からの削除要請に対し削除を義務付けること
- ・ 送信防止措置請求権の明文化
- ・ 裁判外紛争解決手続き など

# 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- ・ 誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報の流通は、ネット利用が国民生活に浸透する中で社会問題化。これまで、発信者情報開示に係る法改正等、累次の対応を実施。
- ・ 被害者からの要望が多い投稿の削除に関しては、制度化が進んでおらず、課題が多く存在。
- ・ これらの課題に対応するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、**(1)対応の迅速化、(2)運用状況の透明化**の具体的措置を求める制度整備を行う。

## 背景

### 【誹謗中傷等の状況】



### 【削除に関する課題】

- 課題例① 削除の申請窓口が分かりづらく、申請が難しい
- 課題例② 放置されると情報が拡散するため、被害者は迅速な削除を求めている
- 課題例③ 削除申請をしても通知がない場合があり、削除がなされたかが分からない
- 課題例④ 事業者の削除指針の内容が抽象的で何が削除されるか分からない

## 改正の概要

大規模プラットフォーム事業者※1に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない一定規模以上等の者。

### (1) 対応の迅速化 (権利侵害情報)

- 削除申出窓口・手続の整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備 (十分な知識経験を有する者の選任等)
- 削除申出に対する判断・通知 (原則、一定期間内)

### (2) 運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表 (運用状況の公表を含む)
- 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律※2の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定)

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

# 国のインターネット上の違法・有害情報対策に関する 専門家の意見を踏まえた県の対応案の検討について

## 4. 外部の専門家からの意見聴取の項目について

項目1：ワーキンググループが取りまとめた規律案に対する評価

(ポイント)

- ・発信される情報量や流通量にマッチした規律となっているか。
- ・表現の自由との関係において課題ないか。

項目2：今回の規律案において、SNS事業者に対する罰則付きの削除義務等が見送られたことについて

(ポイント)

- ・罰則は実効性を高めるうえで有効と考えられるが、なぜ見送られたのか。

項目3：今回の規律案が、対象となる事業者の規模を一定規模以上としたことについて

(ポイント)

- ・事業者の規模によって規律に差が生じることは妥当か。
- ・法の適用を受けない事業者への規律をどう考えるか。

項目4：SNS事業者に策定が義務付けられることになる削除指針に部落差別（同和問題）を位置付けるよう要請することの是非について

(ポイント)

- ・現在、海外の大手SNS事業者のポリシーには部落差別（同和問題）が明確に位置付けられていない。

項目5：県条例で差別投稿を規制することの有効性等について

(ポイント)

- ・表現の自由や罰則の問題点
- ・条例の効力が及ぶ範囲について
- ・インターネットの規制に有効か。

# 国のインターネット上の違法・有害情報対策に関する 専門家の意見を踏まえた県の対応案の検討について

## 4. 外部の専門家からの意見聴取について

### (1) 専門家A（メディア法が専門の法学者）

項目	専門家の意見
規律案に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS事業者は広告等から収入を得ている他、ユーザーの投稿等を管理する力を持っており、その機能に見合った社会的責任を果たすべき。</li> <li>・ ネットの特徴として、情報の流通量が膨大で、かつ国境がないため、地方自治体による規制になじまない。一方、情報の監視は既に事業者自身が多額の費用を投じた仕組みを構築し実施しており、事業者自身が行うことで表現の自由との問題も直接的に生じない。</li> <li>・ 今回の規律の迅速化と透明化はコインの表裏の関係で、両方がセットではじめて効果を発揮する。両面からの規律には一定の意義がある。</li> </ul>
罰則付きの削除義務等が見送られたことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 削除を強制するには、それを要請する公的機関側にも、削除を要請する理由や判断基準等について透明化する義務が生じる。</li> <li>・ （削除請求権については）権利侵害情報にも様々なものがあり、統一的な判断基準等を示すことは技術的に難しいところがある。</li> </ul>
対象が一定規模以上とされたことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的影響力を考慮すると事業規模によって責任の重さを変えるのは相当と考える。</li> <li>・ 小規模の事業者への規制は、新規参入の障害となり、大規模事業者の寡占状態を加速させる危険があり慎重であるべき。</li> </ul>
削除指針に部落差別を位置付けるよう要請することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外のSNS事業者は原則として削除指針を国ごとには作成していない。事業者はその国において何がヘイトスピーチに当たるかを吸い上げる回路を持つべきで、日本固有の問題である部落差別について削除指針に含めるよう県が要望していくことはむしろ意義がある。</li> </ul>
条例で差別投稿を規制することの有効性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結論から言うと条例で規制することには限界がある。</li> <li>・ 条例の効力は原則県域に限られることから、ネットの特性を考慮すると、条例での規制にはむかない</li> <li>・ 今回の国の規律の枠組みを活用し、県が日本固有の問題である部落差別について説明し、認識させることは非常に重要。</li> </ul>

# 国のインターネット上の違法・有害情報対策に関する 専門家の意見を踏まえた県の対応案の検討について

## 4. 外部の専門家からの意見聴取について

### (2) 専門家B（憲法が専門の法学者）

項目	専門家の意見
規律案に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット規制のやり方としては望ましい。国家が介入をして、基準を作って規制するのではなく、事業者及びその団体に自主的な規制を求めるということが表現の自由との兼ね合いでも望ましいし、これまでも例えば、放送業界では、放送内容についての自主的な規制の仕組みが今、上手く機能している。</li> <li>・ 事業者の自主的な取り組みの進捗状況なども見ながら、さらに何年か後には、もう1歩踏み込んだ施策が必要になってくる、今はその過渡期にある。</li> <li>・ 事業者には、いわゆる編集権があり、削除に関する透明性と公開性が維持されているのであれば、自主規制である限り問題はない。例えば、映画について映倫がチェックしてるのと同じ。</li> </ul>
罰則付きの削除義務等が見送られたことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の事業者だけに強い義務を課すのは、前提となる不履行の立証が難しいだけでなく、負担の公平性の観点から懸念があり、慎重にならざるをえなかったのではないかと推測する。</li> </ul>
対象が一定規模以上とされたことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責務の履行を確実にする観点からは、事業者負担の公平性から大規模事業者からというのは有り得る。実際に社会法の分野では例えば障害者雇用では、一定の規模の事業者だけに義務を課すことは見られる。</li> <li>・ ただ、被害者救済ということ考えた場合には、すべての事業者にゆくゆくは広げていくのが望ましい。</li> </ul>
削除指針に部落差別を位置付けるよう要請することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人種差別撤廃条約の禁止事項の一つである「世系」には、部落差別が含まれるというのが法的な解釈になっている。また、国内法である部落差別解消推進法の趣旨にも反する。</li> <li>・ 同和問題に関する情報の流布というものは、国際法においても、国内法においても、人権を侵害する行為であると主張し、対応を求めていくという姿勢で臨むのであれば何ら問題ない。</li> </ul>
条例で差別投稿を規制することの有効性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県条例で規制するのは実際には大変難しい。県外の企業に対し、県の権限がどこまで及ぶのかという問題もある。また、行政指導的な対応も困難ではないか。</li> <li>・ 理念的な条文を整備しそれを根拠に削除等の要請をするというのが、最大限できることと考えるが、ただそれが実効的な規制策になるかという、なかなか難しい面がある。</li> <li>・ 県のやるべき役割としては、条例に限らず、規制、啓発、救済という3本柱の施策をいかに有機的に組み合わせていくかが重要になる。</li> </ul>

# 国のインターネット上の違法・有害情報対策に関する 専門家の意見を踏まえた県の対応案の検討について

## 4. 外部の専門家からの意見聴取について

### (3) 専門家C（弁護士）

項目	専門家の意見
規律案に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット空間の莫大な量の情報について、すべてを網羅的に政府が一元的に監視し、削除要請していくのは物理的に困難。表現の自由との観点からも、どういったものが誹謗中傷に該当し、差別的な表現に当たるかを判断するのは、憲法上も問題があると考えます。</li> <li>・ インターネットの世界の話なので、県が条例で対応する問題というよりも、国が枠組みを作って、SNS事業者が具体的に対応していくことが望ましいと考えます。</li> </ul>
罰則付きの削除義務等が見送られたことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罰則付きの義務を課すのは、表現の自由との関係もあって難しい。</li> <li>・ 現実の差別表現の内容は一様でなく実に様々なケースが想定される。誹謗中傷も同様であり、それを国ないし県が、これは差別に該当する、あるいは誹謗中傷に当たると判断するのは困難ではないか。また、それに従わない場合は罰則を課すというのも確かに疑問が残る。</li> </ul>
対象が一定規模以上とされたことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立法政策的な判断によるものと推測する。</li> </ul>
削除指針に部落差別を位置付けるよう要請することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の規制は、プラットフォーム事業者が作成する削除指針に基づいて、迅速に削除していくというものなので、差別投稿の削除を適切に進める観点からは、削除指針の中に同和問題を明記してもらうことは重要と思う。</li> </ul>
条例で差別投稿を規制することの有効性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県条例での規制を考える際には、条例の適用範囲がどこまで及ぶかが問題となる。また強制力の面から罰則を課すことについても、表現の自由に対する配慮とか、県が行政権力を伴う形で、駄目な表現っていうのを決めてしまうということは、表現の自由であったり、仮に差止してしまう場合は実質的に検閲同様の問題も生じるおそれがあるので、慎重な対応が求められる。</li> <li>・ 様々な表現がある中で、どのような表現が差別に当たるかの判断を行政が行うのは難しい。</li> <li>・ 現時点では、個別対応という点で煩雑ではあるが、より実効性、強制力のある対応としては、仮処分の申立てなどの裁判所を介在させる司法的救済が最も有効ではないか。もっとも、多種多様な差別投稿のなかから同和地区（差別）の摘示情報を特定、限定したうえで規制できるのであれば、部落差別解消に有効であると考えます。</li> </ul>

# 国のインターネット上の違法・有害情報対策に関する 専門家の意見を踏まえた県の対応案の検討について

## 4. 外部の専門家からの意見聴取について 意見聴取のまとめ

項目	専門家A	専門家B	専門家C
規律案に対する評価	<p>ネットの特徴として、情報の流通量が膨大で、かつ国境がないため、地方自治体による規制になじまない。事業者自身が行うことで表現の自由との問題も生じない。</p> <p>・今回の迅速化と透明化からの規律には一定の意義がある。</p>	<p>・事業者及びその団体に自主的な規制を求めるといことが表現の自由との兼ね合いでも望ましいし、これまでも例えば、放送業界では、放送内容についての自主的な規制の仕組みが今、上手く機能している。</p>	<p>・インターネットの世界の話なので、県が条例で対応する問題というよりも、国が枠組みを作って、SNS事業者が具体的に対応していくことが望ましいと考える。</p>
罰則付きの削除義務等が見送られたことについて	<p>・（削除請求権については）権利侵害情報にも様々なものがあり、統一的な判断基準等を示すことは技術的にかなり難しい。</p>	<p>特定の事業者だけに強い義務を課すのは、前提となる不履行の立証が難しいだけでなく、負担の公平性の観点からも懸念があったものと推察する。</p>	<p>・現実の差別表現の内容は一様でなく、国が一律に判断するのは困難。従わない場合は罰則を課すというのは疑問が残る。</p>
対象が一定規模以上とされたことについて	<p>社会的影響力を考慮すると責任の重さを変えるのは妥当と考える。</p>	<p>事業者負担の公平性から大規模事業者からというのは有り得る。実際に障害者雇用の規制でも同様のことが見られる。</p>	<p>・立法政策的な判断によるものと推測する。</p>
削除指針に部落差別を位置付けるよう要請することについて	<p>・海外の事業者は原則として削除指針を国ごとには作成していない。日本固有の問題である部落差別について削除指針に含めるよう県が要望していくことはむしろ意義がある。</p>	<p>・同和問題に関する情報の流布は、国際法的にも国内法的にも、人権を侵害する行為であると主張し、対応を求めていくという姿勢で臨むのであれば何ら問題ない。</p>	<p>差別投稿の削除を適切に進める観点からは、削除指針の中に同和問題を明記してもらうことは重要と思う。</p>
条例で差別投稿を規制することの有効性について	<p>・条例の効力は原則県域に限られることから、ネットの特性を考慮すると、条例での規制にはむかない</p> <p>・今回の国の規律の枠組みを活用し、県が日本固有の問題である部落差別について説明し、認識させることは非常に重要。</p>	<p>・県条例で規制するのは実際には大変難しい。県外の企業に対し、県の権限がどこまで及ぶのかという問題もある。また、行政指導的な対応も困難ではないか。</p> <p>・県の役割としては、規制、啓発、救済の3本柱の施策の推進が重要になる。</p>	<p>・様々な表現がある中で、どのような表現が差別に当たるかの判断を行政が行うのは難しい。</p> <p>・県が行政権力を伴う形で、表現の自由を規制する場合、実質的に検閲同様の問題も生じるおそれがある。</p>



# 国のインターネット上の違法・有害情報対策に関する 専門家の意見を踏まえた県の対応案の検討について

## 5. 県としての部落差別投稿に関する対応案の検討

インターネット上の部落差別投稿について、専門家から意見聴取した内容を参考に、総務省が策定した今回の規律案を踏まえつつ、次の方向性に沿った対応を検討・研究する。

- (1) プロ責法の改正案の国会での審議状況を注視し、時機を失することなく、法の適用を受けることになる大手SNS事業者に対して、市町とも緊密に連携しつつ、削除指針の中に部落差別（同和問題）を明確に位置付けるよう要請を強化する。
- (2) 国内のプロバイダ業界団体が作成する「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」について、今回のプロバイダ責任制限法の改正に伴う見直しの動向を注視するとともに、当該ガイドラインに部落差別投稿の削除に関する判断基準が明確に示されるよう意見交換を行うなど、関係の強化に努める。
- (3) これまでの県からの削除要請に対し、海外の事業者の中には、当該部落差別投稿は自社のポリシーに違反するものではないとの認識を示している事業者もいることから、当該投稿の違法性をより明確にする観点から、国に対し、部落差別解消推進法に差別禁止規定を設けるよう要望する。
- (4) 県条例の見直しについては、昨年行った他府県調査の結果、総務省のワーキンググループでの議論や今回の専門家からの意見聴取から、削除を要請する情報の明確化、条例の効力が及ぶ範囲や罰則等を設けることに課題があることから、法改正の効果等を見極めながら、引き続き、検討課題とする。
- (5) 県の役割として規制、啓発、救済の3つの側面からのアプローチが重要であるとの指摘があり、啓発には救済効果が期待できる手法もあることから、他県の事例等も参考に更なる工夫を行う。